

時間短縮・手間不要！！産廃収集・処分契約締結が即日締結可能！！

【電子契約】 導入いたしました！

01 電子契約とは

電子契約とは、インターネットや専用回線などの通信回線を利用した電子文書で締結する契約のこと。

法整備に伴い従来、契約締結は「紙と印鑑」でなされてきましたが、近年はインターネットの普及や、電子署名法・電子帳簿保存法等の電子化が進んでいます。

ご依頼の流れ

- 1.電話・メール等でのお問い合わせ
- 2.打ち合せ
- 3.お見積もり
- 4.契約**
- 5.日程等調整
- 6.清掃、汚泥回収、運搬等の業務 汚泥の持ち込み

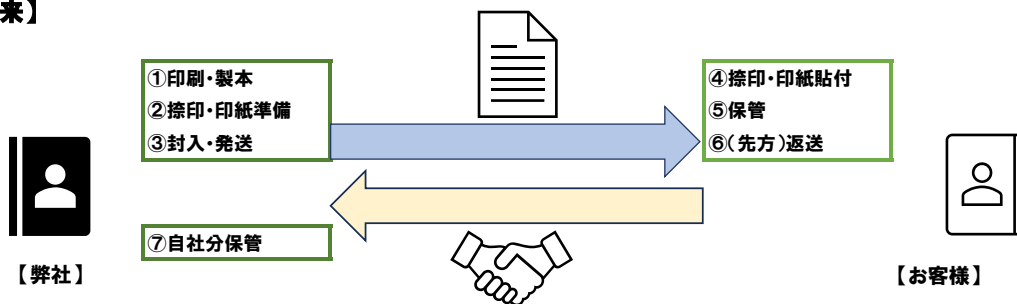
4の契約に関して従来であれば弊社が契約書の作成、印紙、署名、押印、郵送。お客様に届きましたら印紙の準備、署名、押印、郵送をお願いしておりました。電子契約ではお客様も印紙代不要。押印・署名・郵送の手間いらずでスマホ・PCで素早く契約の締結が行えます。

02 電子契約のメリット

電子契約のメリットは以下になります。

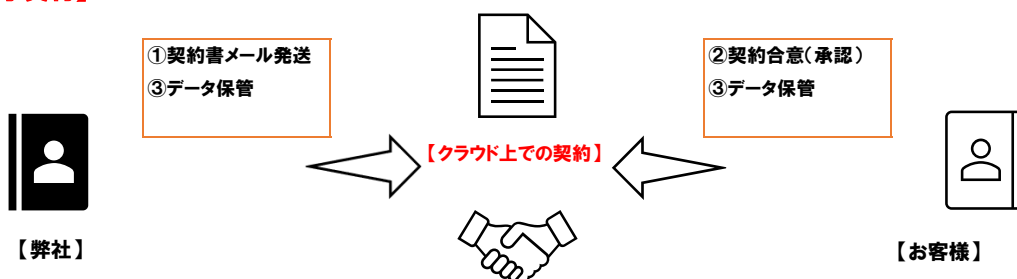
1 契約締結のスピード化（最短30分以内に契約が完了します）

【従来】



郵送の関係で4日以上は契約締結までにお時間がかかります。

【電子契約】



契約締結まで最短30分！！弊社はシャチハタ株式会社のShachihata Cloudを採用しております。下記紹介ページからも詳細ご確認いただけます。
[Shachihata Cloud電子契約紹介ページ](#)

2 コスト削減（収入印紙代、切手代等が不要です）

電子契約の場合、郵送料・紙代・インク代は当然のこと、印紙代もかかりません。お客様も印紙のご準備不要になります。

【電子契約で印紙代がかからない理由】

国税庁の見解では、電子契約では収入印紙は不要とされています。

印紙税法が規定する「課税文書の作成」とは、用紙などの紙媒体に課税事項を記載して相手方に交付することを指します。

そのため、電子契約サービスを利用したり、電子メールに添付するなどして契約書を取り交わした場合は、課税文書を作成したことには当たらず、

印紙税は発生しないとされています

この点については、第162回国会でも答弁が行われており、そこでも「文書課税である印紙税においては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない」という見解が示されています。ただし、電子データ(電子ファイル)を送信した後、印刷したものを原本として相手方に交付した場合には、課税文書に該当し印紙税が課されることになるため注意が必要です。

<参考情報>

[国税庁「請負契約に係る注文請書を電磁的記録に変換して電子メールで送信した場合の印紙税の課税関係について」別紙1-3](#)

Q1:契約の合意は紙の書面でなくても法的に問題ないでしょうか

A1:契約締結の方式は、書面でなくとも、口頭、Eメールのような方式の他、クラウド上で契約締結することも認められています。

これを「契約方式の自由」といいます。契約方式の自由は、日本の私法(民法など)の原則である契約自由の原則の一つとして認められています。

Q2:産業廃棄処理委託契約において電子契約は認められていますか？

A:2環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(電磁的記録による作成) 内第六条、及び施行規則第3条及び別表1

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsq0500/detail/417M60001000009_20161001_00000000000000/0?revIndex=0&lawId=417M60001000009&openerCode=1#37

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsq0500/detail/417M60001000009_20161001_00000000000000/0?revIndex=0&lawId=417M60001000009&openerCode=1#20

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsq0500/detail/417M60001000009_20161001_00000000000000/0?revIndex=0&lawId=417M60001000009&openerCode=1#65

e-文書法(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律)第四条(電磁的記録による作成)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2005/03/tp0328-1a.html>

03 お見積もり後、電子契約をご希望のお客様

電子契約ご希望のお客様はURL・QRコードから申し込みをお願いします。

▼電子契約申請窓口

<https://tavori.com/form/Oe70556dc695a449f55d5c0c6129d374bc603e5b/>

▼QRコード

